◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第六〇号）（厚生労働省）

1　健康診断を行うべき有害な業務の追加

有害な業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して行う健康診断の対象業務として、三酸化二アンチモン及び三酸化二アンチモンを含有する製剤その他の物（以下「三酸化二アンチモン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務を追加することとした。（第二二条第二項関係）

2　特定化学物質の追加

特定化学物質の第二類物質に、三酸化二アンチモン等を追加することとした。（別表第三第二号関係）

3　経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

4　施行期日

この政令は、平成二九年六月一日から施行することとした。

◇公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六一号）（環境省）

1　公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第二六条第一項に基づく介護加算額を、四万五、九〇〇円に改めることとした。（第一一条関係）

2　法第四一条第一項に基づく葬祭料の額を、六七万一、〇〇〇円に改めることとした。（第二四条関係）

3　法第五四条第二項第一号のばい煙に含まれる対象物質の単位排出量当たりの賦課金額を、五二円五六銭に改めることとした。（第三四条第一号関係）

4　法第五四条第二項第二号のばい煙に含まれる対象物質の単位排出量当たりの賦課金額を、一、八二五円六〇銭等に改めることとした。（第三四条第二号及び別表第五関係）

5　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令（政令第六二号）（厚生労働省）

1　独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に納める医薬品、医薬部外品又は化粧品（以下「医薬品等」という。）の製造所及び医薬品等外国製造業者の製造所の構造設備の基準への適合性の調査に係る手数料の見直しを行うこととした。（第三一条関係）

2　機構に納める医薬品等の製造販売の承認の申請に係る手数料の見直しを行うこととした。（第三二条第一項及び第二項関係）

3　機構に納める医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性の調査に係る手数料の見直しを行うこととした。（第三二条第五項及び第六項関係）

4　機構に納める医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認の申請に係る手数料の見直しを行うこととした。（第三三条第一項、第二項、第四項、第一四項及び第一五項関係）

5　機構に納める第二種医療機器製造販売業者の医療機器の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性の調査に係る手数料の区分を設けることとした。（第三三条第六項及び第八項関係）

6　機構に納める再生医療等製品の製造所及び再生医療等製品外国製造業者の製造所の構造設備の基準への適合性の調査に係る手数料の見直しを行うこととした。（第三四条関係）

7　機構に納める再生医療等製品の製造販売の承認の申請に係る手数料の見直しを行うこととした。（第三五条第一項、第二項、第四項、第九項及び第一〇項関係）

8　機構に納める再生医療等製品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性の調査に係る手数料の見直しを行うこととした。（第三五条第五項及び第六項関係）

9　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第六三号）（厚生労働省）

一　児童福祉法施行令の一部改正関係

児童相談所設置市の処理する事務に係る読替規定について、所要の規定の整備を行うこととした。（第四五条の三第三項及び第八項関係）

二　地方自治法施行令の一部改正関係

中核市の処理する児童福祉に関する事務について、所要の規定の整備を行うこととした。（第一七四条の四九の二関係）

三　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令等の一部改正関係

次に掲げる政令の規定において、母子健康センターを母子健康包括支援センターに改める等の改正を行うこととした。

1　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第二条第九号

2　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第七条第七号

3　活動火山対策特別措置法施行令第一条第二項第五号

4　過疎地域自立促進特別措置法施行令第六条第六項第九号

5　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第六条第一号

6　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第五号

7　津波防災地域づくりに関する法律施行令第一九条第一号及び第二一条第一号

四　施行期日等

1　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第五条関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第六四号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を平成三〇年二月二八日までとすることとした。（第一条関係）

2　自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の終了に伴い、南スーダン国際平和協力隊が行う業務及び国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号ナの規定により政令で定める業務を改めることとした。（第一条及び第二条関係）

3　同法第九条第五項に規定する自衛隊員に対する国際平和協力手当の支給について改めることとした。（第三条関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、平成二九年六月一日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。